

国民保護法制に係るこれまでの経緯について

平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)」成立

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項を規定。

平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」成立(9/17施行)

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他必要な事項を規定。

平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」閣議決定(3/25)

国民保護の実施に関する基本的な方針及び都道府県、指定行政機関などが策定する国民保護計画の作成基準並びに想定される武力攻撃事態の類型を規定。



平成 17 年度 「山口県国民保護計画」の作成

